

「愛知県賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する意見の概要及び県の考え方

2 住宅確保要配慮者の現状と変化

(6)外国人

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	—	外国人(世帯数推移)表の作成をお願いします。	外国人に対する賃貸住宅の供給の必要性を確認する代表的な現状データとして、外国人の住宅の所有形態に着目しております。

3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(2)賃貸住宅の供給の目標

1)公的賃貸住宅の供給の目標

番号	項目	意見の概要	県の考え方
2	—	以下追記 ・「愛知県住生活基本計画2025」における成果指標である公営住宅の適切な供給目標値57,000戸(H28～37年の累計)とする。 (理由)言葉だけ記載では、施策徹底において消極的姿勢に問われがち。2)では供給目標を設定しているのに、整合性が見られない。	ここでは、公営住宅を含む公的賃貸住宅の供給の目標を記載しており、国の基本方針を踏まえ、「公的賃貸住宅の供給主体と連携し、公平かつ的確に供給」としております。 なお、公営住宅については、愛知県住生活基本計画2025に基づき、2025年度までの目標である57,000戸の供給を推進してまいります。

4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進施策

(1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

1)公営住宅の公平かつ的確な供給

番号	項目	意見の概要	県の考え方
3	—	名古屋市緑区鳴子町にある県公社住宅の鳴子団地(カンテ)第一と第二が建替え予定ですが、跡地に障害者が入居しやすい県営住宅を新築してください。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
4	—	名古屋市緑区鳴子町にある、UR鳴子団地の更地に障害者が入居しやすい県営住宅を新築してください。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
5	—	県営住宅にもっと、障害者などの単身世帯が入れるように戸数を増やしてください。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
6	—	以下追記 ・公営住宅は、暮らしの中で住まいの基本となるべき住宅であり、特に自力で適正な水準の住まいの確保ができない困難な世帯へ行う中心的な役割を持っており、社会経済情勢の変化に対応するよう供給していきます。	公営住宅は、国において住宅セーフティネットの根幹を成すものと位置付けられており、本計画においても社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅の確保に特に配慮を要する方に対し公平かつ的確に供給することとしております。
7	○民間活力の導入を含めた計画的な公営住宅の建替や改善の推進	下線部挿入 ・高齢者・障害者などが住み続けるには住宅供給と生活支援を進めていく上で、建替えや改善など住まいのバリアフリー化を推進し、長寿化計画に基づく公営住宅ストックの更新及び機能向上の実施。	長寿化計画においてバリアフリー化の推進を行うこととしており、公営住宅ストックの更新及び機能向上によるバリアフリー化の推進に取り組んでおります。 御意見は今後の参考とさせていただきます。
8	—	以下追記 ○入居選考基準の緩和推進 ・高齢者・障害者世帯等を対象に抽選によらず、住宅困窮度の高い人から順に認める「ポイント方式」や「優遇抽選制度」を実施します。 ・福祉部門と連携しながら、生活保護世帯、母子支援施設転出向け等居住の安定に特に配慮が必要な世帯に「特別割当」を実施します。 ・その他特に住宅困窮度の高い社会的障壁世帯に「優遇抽選制度」を実施します。 ・子育て、新婚、若年世帯等の優先入居を推進します。	県営住宅では、入居者の募集にあたっては高齢者、障害者、ひとり親、子育て世帯等住宅確保に特に配慮を要する方々に対して、一般の世帯とは別に福祉枠を設けるなどの優遇措置を行っております。 御意見は今後の参考とさせていただきます。

「愛知県賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する意見の概要及び県の考え方

番号	項目	意見の概要	県の考え方
9	○公営住宅の管理の適正化の推進	取消線部分削除・下線部追記 ・入居後に所得が上昇し入居者資格を満たさなくなった高額所得者への退去の要求等の適切な入居者管理の実施。収入超過者については明渡し努力義務の周知徹底と割増家賃及び移転先の公的住宅の情報提供を行うことにより自主的退所を促します。また、高額所得者に対しては、法的措置を含め、厳正に対処します。	公営住宅の管理の適正化の推進の当該記述については、適切な入居者管理を実施するための例示として記載しておりますが、以下のとおり修正いたします。 ・入居後に所得が上昇し入居者資格を満たさなくなった高額所得者への退去の要求等の所得の上昇などから入居者資格を満たさなくなった方に対し法令に基づく明渡し請求を行う等、適切な入居者管理の実施。
10	○公営住宅団地の周辺地域を含めた居住環境の整備等の推進	以下追記 ・軽度のスポーツ施設（プールを含む）の建設	御意見は今後の参考とさせていただきます。

2) 高齢者向け住宅等の供給の促進

番号	項目	意見の概要	県の考え方
11	○既存ストックの有効活用	以下削除 ○既存ストックの有効活用 ・地域優良賃貸住宅の入居要件の緩和による三世代同居・近居の推進。 理由) 地域優良賃貸住宅件数は、資料から把握できず、既存ストックの有効活用の項目では、空文化になる危険性があるのでは？	地域優良賃貸住宅の入居要件の緩和による三世代同居・近居の推進は、既存ストックの活用にも有効であると考えております。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

2) 登録住宅・登録事業者の確保

番号	項目	意見の概要	県の考え方
12	○登録事業者の指導・監督の取組	取消線部分削除・下線部追記 ・必要に応じて、法に基づく登録住宅の管理の状況の報告を徴収することや、登録基準に適合しないと認められる場合に必要な措置をとるべきことの指示等。を行い、悪質と認められる場合には登録を取り消します。	登録事業者の指導・監督に関しては、登録の取消しを含め法に基づき適切に実施してまいります。

4) その他の支援

番号	項目	意見の概要	県の考え方
13	—	障害者に住宅手当を創設し、給付してください。	御意見は今後の参考とさせていただきます。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

2) 賃貸人の啓発のために講ずる施策

番号	項目	意見の概要	県の考え方
14	—	以下追記 ・住宅確保要配慮者に対する年齢、障害、国籍等の入居差別・入居拒否が行われないように不動産業者や貸主への啓発を推進していきます。	不動産業者や賃貸人の理解が得られるよう、登録制度等の周知及び啓発に努めてまいります。

その他

番号	項目	意見の概要	県の考え方
15	計画名称	「愛知県賃貸住宅供給促進計画（案）」を「愛知県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」に訂正。 (理由) 一般的な賃貸住宅供給計画と思われるため、重点施策として具体的にわかりやすい表現のほうが良いと思います。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく「都道府県賃貸住宅供給促進計画」として作成するもので、「愛知県賃貸住宅供給促進計画」としております。